

新型コロナウイルス対応Q&A（計画相談支援・障害児相談支援・地域相談支援 編）

令和4年3月22日時点

（1）サービス提供について

対象サービス
「計」計画相談支援
「児」障害児相談支援
「地」地域相談支援

No.	内容	対象サービス			対応内容	留意点
		計	児	地		
1	モニタリングの実施について	○	○		以下の取扱いで対応可能である。 ・厚労省の通知に基づき、運営基準等の柔軟な取り扱いを可能とする。具体的には、モニタリングについて、居宅への訪問が困難な場合は、電話等により本人または家族へ確認したことを記録することをもって行うことを可能とする。ただし、経緯については必ず記録に残しておくこと。	R4.3.22神戸市福祉局障害者支援課長事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について」
2	サービス担当者会議の実施について	○	○		以下の取扱いで対応可能である。 ・厚労省の通知に基づき、運営基準等の柔軟な取り扱いを可能とする。具体的には、各サービス担当者への電話や文書等の照会により行って差し支えない。ただし、経緯については必ず記録に残しておくこと。 ・厚労省の通知に基づき、平時よりテレビ電話装置等を用いることも可能となった。経緯については必ず記録に残しておくこと。	R3.6.21神戸市福祉局障害者支援課長事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について」 R3.3.30厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」
3	アセスメントの実施について	○	○		以下の取扱いで対応可能である。 ・厚労省の通知に基づき、運営基準等の柔軟な取り扱いを可能とする。具体的には、アセスメントについて、居宅等への訪問が困難な場合は、電話等により本人または家族へ確認したことを記録することをもって行うことを可能とする。ただし、居宅等への訪問が可能となった際には、モニタリング実施月でない場合であっても、居宅等への訪問に努めること。また、経緯については必ず記録に残しておくこと。	R4.3.22神戸市福祉局障害者支援課長事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について」 R2.6.19厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」
4	サービス等利用計画等の同意について、感染対策として、省略できないか。	○	○		省略は不可。対面による同意を得ることが難しい場合、以下のいずれかにより、対応をお願いしたい。 ・郵送での受付は可。 ・FAXやEメール書面として残る媒体で本人同意が取れていれば（「文書による同意」が取れていると判断可能な状態であれば）、区へ提出可とする。ただし、提出する際は、サービス等利用計画等にFAXやEメール書面等、本人からの同意が得られていることがわかる書面を添付すること。また、この場合であっても、後日、記名・押印したサービス等利用計画等の提出は必須。	
5	「新型コロナウイルス感染症対策に係る計画相談支援等の対応について」に沿って計画相談支援等を実施した場合、サービス担当者会議の開催は必要か。	○	○		事業者のみ変更する場合は不要。サービスの内容・支給量を変更する場合は必要。（開催する際は、(1)No.2を参照のこと）	「計画相談支援事務の流れ－第5版－（事業者用）」参照
6	機能強化型サービス利用支援費（1）等の算定要件である「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催」「基幹相談支援センター（障害者地域生活支援センター）が実施する事例検討会等に参加」について	○	○		感染拡大防止の観点からやむを得ない理由がある場合について、電話、文書、メール、テレビ会議等を活用するなどにより、柔軟に対応することも可能。 平時よりテレビ電話装置等を用いることも可能となった。	R2.6.19厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」 ※R3.6.28厚生労働省障害福祉課確認
7	「新型コロナウイルス感染症対策に係る計画相談支援等の対応について」に沿ってモニタリングを実施した場合で、モニタリング実施月でない月に実施した場合、取扱件数に含めるか。	○	○		取扱件数に含めないこととする。	R2.6.19厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」

8	退院・退所加算について	○	○		感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、当該施設の職員との面談以外での情報収集や電話・メールなどを活用するなどにより、算定することが可能である。	R2.6.19厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」
9	医療・保育・教育機関等連携加算について	○	○		感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、福祉サービスを提供する機関の職員等との面談以外での情報収集や電話・メールなどを活用するなどにより、算定することが可能。	R2.6.19厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」
10	サービス担当者会議実施加算について	○	○		感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者会議の開催方法について、電話や文書等による実施、テレビ会議等による遠隔会議によることも可。 ・厚労省の通知に基づき、平時よりテレビ電話装置等を用いることも可能となった。	R2.6.19厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」 R3.3.30厚生労働省事務通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」
11	地域移行支援の毎月最低2回の利用者への対面や訪問による支援について			○	新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、最低2回以上の電話等による支援を行った場合でも算定可。	R2.6.19厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」
12	サービス提供時モニタリング加算について	○	○		新型コロナウイルス感染症への対応のため、放課後等デイサービス事業の事業所の提供状況等の確認にあたっては、電話・メール等の方法で行った場合も算定可。 コロナ禍における特別対応として、訪問を要するものについては、電話等で行った場合も可能。	R2.5.1厚労省事務連絡「緊急事態宣言が継続された場合の放課後等デイサービス事業所の対応について」 ※R3.5.10厚生労働省障害福祉課確認

(2) 報酬について

No.	内容	対象サービス			対応内容	留意点
		計	児	地		
1	行動障害支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算について	○	○		やむを得ず一時的に行動障害支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算の算定要件である基準人員や有資格者の配置について要件を満たさなかった場合においても、引き続き算定することが可能。ただし、経緯については必ず記録に残しておくこと。	R4.3.22神戸市福祉局障害者支援課長事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について」 R2.6.19厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」
2	「新型コロナウイルス感染症対策に係る計画相談支援等の対応について」に沿ってモニタリングを実施した場合、報酬請求は可能か。	○	○		請求可能。	R4.3.22神戸市福祉局障害者支援課長事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に係る計画相談支援等の対応について」 R2.6.19厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」
3	「新型コロナウイルス感染症対策に係る計画相談支援等の対応について」に基づきモニタリング、サービス利用調整を実施したがサービスを導入できなかった場合でも報酬請求は可能か。	○	○		「新型コロナウイルス感染症対策に係る計画相談支援等の対応について」に基づきモニタリング、サービス利用調整を実施したが、サービス事業所との調整がつかずサービスを導入できなかった場合であっても請求可。ただし、サービス事業所への連絡調整など、できる限りのサービス調整を行い、経過は必ず記録しておくこと。	

担当：障害者支援課
相談支援・虐待対策係
連絡先078-322-6332